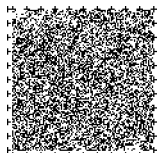


第4章 計画の推進体制

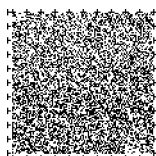


1. 関係機関等との連携

障害者が地域で共に生活し活動できる社会を実現するためには、行政による対応だけでなく、ユニバーサルデザインやソーシャルインクルージョン^{*1}の理念に基づいた地域社会の構築に加え、組織や団体、市民の参加と行動が不可欠です。また、障害福祉サービス等の実施にあたっては、市の関係部署が連携して対応することはもちろんのこと、国や県の関係機関、サービス提供事業者などと適切に役割分担し、連携を強化して地域全体での取り組みを進めます。

2. 障害者等の参画

この計画は、障害に起因する社会的障壁の除去を通じて共生社会の実現を推進することを目的としているため、障害者を取りまく社会の変化と障害者のニーズの的確な把握に努めながら、施策の推進を図ることも必要です。このため、市民・障害者団体の代表・関係機関の代表等から構成される所沢市障害者施策推進協議会の機能を十分に発揮させるとともに、障害者や障害者団体及び所沢市自立支援協議会と、計画の推進について積極的に意見交換を行います。



*1 ソーシャルインクルージョン

障害者等を社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。

3. 計画の達成状況の点検及び評価

市民・事業者・市の協働による計画の着実な推進のために、「PDCA サイクル」に基づき、継続的な改善を図ります。

(1) 施策・事業の策定 (Plan)

計画に基づく施策の実施に当たり、新たな事業立案や取組手法等を策定します。

(2) 施策・事業への取組 (Do)

障害者施策は、各分野の担当課が中心となり、その推進と継続的な改善に努めます。

(3) 計画の進行状況の点検・評価 (Check)

障害者支援計画に掲げる目標や施策の進捗状況の点検については、所沢市障害者施策推進協議会と所沢市自立支援協議会で行い、その意見を踏まえて計画の進行状況の評価を行うとともに推進方策等について検討します。

(4) 取組の見直し (Act)

計画に沿った施策等の実施状況の点検結果を踏まえて、取組の見直しを行います。なお、必要に応じて計画の見直しを行います。

